

国土審議会政策部会国土政策検討委員会
新しい公共検討グループ（第5回）

平成22年12月7日

【小玉課長補佐】 それでは、ただいまから第5回新しい公共検討グループを開催させていただきます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、暫時、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、座席表、議事次第とございまして、資料1、国土政策検討委員会委員名簿。資料2、報告素案。資料3、今後のスケジュール（案）。参考資料としまして、新しい公共検討グループ（第4回）議事概要となっております。

以上の資料に不備がございましたら、事務局までお知らせください。

なお、参考資料の議事概要につきましては、当日の議事の速報版として、事務局にて作成し、ホームページで公表させていただく予定のものです。こちらにつきまして、修正等ございます場合には、後ほど事務局までお申しつけください。

続きまして、本日の会議の公開につきましてご説明させていただきます。国土政策検討委員会が、会議、議事録ともに原則公開することに倣いまして、本検討グループも公開の扱いにさせていただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

なお、本日は、奥野委員長からご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、小田切委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小田切委員】 それでは皆様方、改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

このワーキンググループとしての、検討は本日で最終回となります。後ほど事務局より、今後のスケジュールについてのご説明もあろうかと思いますが、この後に国土政策検討委員会が12月22日に開催されて、その場において、ワーキンググループの成果をご披露

させていただく機会があるように聞いております。したがって本日は、報告素案について、最終的な検討をしていただくことになろうかと思えます。時間も限られておりますが、ぜひ活発なご意見をいただければ幸いです。

それでは、まず一番最初に、事務局より第1の議題、報告素案について、中井川課長からご説明をお願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 広域地方整備政策課長の中井川でございます。

では、報告素案はお手元の資料2でございますが、それに基づきまして概要をかいつまんでご説明申し上げたいと存じます。なお、この報告素案につきましては、委員の皆様方に事前にお配りいたしまして、ご意見をいただいた委員の方々もいらっしゃいます。事前にいただいた意見につきましては、可能な限り、この中に反映させていただいておりますので、そういう意味では、皆様方に事前にお配りしたものと若干内容が異なっておりますので、その辺はご注意ください。

それでは、まず1ページ目でございます。ここは「はじめに」、事前を送付したときには入っていなかったのですが、この前、座長からもご指摘がございましたが、ある意味では、これは3ワーキングチーム共通の問題意識といいますか、そういうことでございまして、ポイントといたしましては、基本的に、今回、国土交通省といたしまして、政策検討委員会にご審議をお願いする趣旨ということで、国土交通省の成長戦略への指摘事項を具体的に、各テーマごとにレポートしていただくという趣旨を、書かさせていただいているところでございます。そういう意味では、問題意識といたしましては、経済のグローバル化と人口減少、少子高齢化という中で、日本の経済成長をどのように図っていくかという問題意識で、国土交通省の成長戦略会議におきましては、その中のワン・オブ・ゼムといたしまして、いわゆる生活の基盤である都市ですとか、町、コミュニティが重要であるという指摘があったところでございまして、その中での大都市の部分、それからこちらの検討テーマになりますが、地域ポテンシャル発現戦略が必要であるという指摘でございます。

1ページの下から3分の1ぐらいのところに書いてございますが、新しい公共につきましては、コミュニティレベルにおいても多様な主体が、新しい公共として地域づくりを担い、新産業を創出することが、それぞれ必要であるという問題提起がされているところでございます。その後は、設置の経緯等について書かせていただいております。ただ、この内容につきましては、まだ大都市圏とか地域戦略とは、現段階ではまだ調整という形になってございませんので、おそらくイメージとしては政策検討委員会の場で、最終形をつ

くる段階で、また調整をしていくのかなと、そんなイメージでございます。

それでは資料の3ページ目以降でございます。地域の課題、検討の背景でございます。ここでは中山間地域の、いわゆる集落の維持存続が危ぶまれているという問題、それから都心部においても、コミュニティが非常に荒廃している現状を踏まえて、行政に加えて、新しい公共という考え方が出てきたことを指摘させていただいた上で、その課題を抽出させていただいているところでございます。

具体的には(1)としては、まず人材が集まらないことございまして、活動が属人的であって継続性がないことについて、その理由として、ここに記載のとおり5点ほど挙げさせていただいている構成でございます。

(2)が次は資産の問題で、遊休資産の有効活動が進んでいない。その背景として、資産の所有と管理・利用の分離が進んでいない等、5点ほどの理由を指摘させていただいております。

3番目といたしまして、今度は資金の問題でございます。従来、行政その他からの委託なり助成金で運営されているところが多かったという問題意識の中で、日本の家計資産は総額1,400兆ある中で、そういう志ある投資が、地域のいわゆる新しい公共の活動に投入されていないという問題意識で、いわゆる寄附文化が根づいていない、将来への不安から資金拠出へのためらいがあるという以外に、5ページにまたがりますけれども、①から③まで、主として、いわゆる信用性、事業計画が、適正に金融機関に伝わらない等の問題があることを指摘させていただいているところでございます。

4番目といたしましては、ノウハウの問題でございまして、いわゆる公共の活動主体に必要な情報が集まっていなくて、それを生かすことが困難になっているということで、理由として①、②という2つほど指摘させていただいた上で、あとは総合的な経営のアドバイスが受けられないことをどう考えるかを、指摘させていただいているわけでございます。

5番目として共通して存在する課題は、前回いろいろとご指摘をいただいているところでございますけれども、特に問題意識としては、中山間地域において、いわゆる生活支援のためのサービスが行き届かなくなったことが顕在化しているという懸念を表示させていただいた上で、共通課題としては、いわゆる地域の資源が現場で生かされていないという問題が存在するという指摘をさせていただいた上で、それは一義的に、まず多様な主体、いわゆる住民力と申しますか、新しい公共の活動主体の中で、みずから取り組んでいくことも当然必要でありますけれども、当然バックアップと言いますか、支援が必要であると

ということで、ここでは特に国と、国の役割ということで、一つは制度的な対応、これは税とか金融もございませうし、それから規制緩和的な面、いわゆる国が構築している制度、そういうものでの対応が必要であると同時に、あとは具体的に言いますと、揺籃期の支援と申しますか、シーズを育てていくと申しますか、そういう意味ではぐくむための活動のための基盤づくりを進めていく必要があるだろうということを、共通して存在する課題として挙げさせていただいたところでございます。

続きまして、7ページ目でございます。このワーキングチームでいろいろな取り組みについてヒアリング等をした、一つの成果という形で記載させていただいております。1番目は資金の問題で、NPOバンクの事例という一つ手法の紹介をさせていただいた上で、NPOバンクの抱える課題としては、いわゆる人件費等の捻出が難しいために、ボランティア的な運営を行っている場合が多いという課題があること。2番目の資産の活用については、いわゆる資産の活用を行っているが、やはり維持管理コストについて、どうすべきであるかという問題が出ていること。3番目といたしましては、人材の活用で、これは具体的にレポートをいただいたわけでございますけれども、土蔵の修理運営の話でございまして、最終的には土蔵修理の人材育成についても、費用をどうするかという意味での持続性が問題になっている点。4番目は市中金融機関等による支援という形でございまして、市中金融機関のいわゆる目利き、それから助言等をあわせもった上での、融資等の実情をご報告いただいたわけでございますけれども、活動主体自体がビジネスモデルを構築できないため、なかなかニーズと供給が結びつかない実情があることを指摘させていただいております。

9ページ目でございますが、具体的な政策の方向性という形でございます。1点目は、基本的な考え方、共通事項で、新しい公共の活動の意義を改めて確認をしておこうということで、地域の活性化、サービスの質の向上に寄与するというで行われているわけですが、活動の当事者である市民等にとりまして、いわゆる経済面もそうですけれども、みずからの経験を発現する場があるという意味、生きがい、地域との連帯意識等の、いわゆる精神的なメリットもあるだろう。それが今後、彼らのプラスアルファになるという視点としては、新たなキャリアパスの形成が可能となるようにしていかなければならないだろうという点を、指摘させていただいております。地域社会にとりましては、もちろん地域の活性化、地域サービスの向上という面がありますけれども、そこを通じて新たな魅力を引き出すことによって、地域コミュニティの再構築と申しますか、創生と申しますか、

そういうことも期待できるということを記載させていただいております。

2番目といたしましては、新しい公共の活動が非常に多様であると。ここでは目的すとか主体がさまざまである。経済性、活動領域、それから活動地域の多様性に応じて、やはり協働関係や支援のあり方も多様でなければいけないということ。それから新しい公共の活動がやはり進化していくという点に着目して、その進化のプロセス・段階に対応したものである必要があるだろうという共通認識を書かさせていただいた上で、具体的にまず資金、資源の支援を記載しておるところでございます。①といたしましては、広くお金を集める仕組みとしてのコミュニティファンドでございまして、コミュニティファンドにつきましては、いわゆるその役割という形で、地域における資金循環を形成する。それで対象領域といたしましては、いわゆる公的助成とコマーシャルベースの市中金融機関の、ある意味では間と申しますか、谷間で、ちょうど穴があいている、テキサス地帯になっているところの出融資を担うであろうということを書かさせていただくとともに、あとはNPOバンクの今の活動実態を踏まえまして、目利きでございますとか、融資後のいろいろな助言とか、新しい公共の活動主体とのコミュニケーションをとることを通じて、これらが活動主体の事業安定の継続性にもつながるという点、それから彼らの活動状況の情報交換によりまして、新しい公共の活動が広く認知されていく効用もあることを記載しておるところでございます。

11ページ目でございますけれども、このような役割はコミュニティファンドのみならず、そういう地域の課題の解決に取り組む専門家のネットワークや、中間支援組織等の関連組織と連携して分担することも大切であること。それからコミュニティファンドのもう一つの効用として、いわゆる何と申しますか、レバレッジ効果的な部分、いわゆる大きな資金を動かす効果を通じて地域の資金循環への波及効果が得られることでございます。後に出てまいります、金融機関との関係で申しますと、どうしても中山間地域や何かで、コミュニティファンドによる出融資の仕組みが、特に求められていくのではないかということ、記載させていただいております。

2番目がコミュニティファンドを普遍化していくための課題でございます。まずはコミュニティファンドが、まだ国民に広く認知されていないので、まず立ち上げ期においては、公的な支援が必要であろうということでございますが、それ以外に、やはりコミュニティファンドの、ちょっと僭越な言い方ですが、健全な運営を確保するために制度的にどのように仕組むべきかということで、ここでは組織内の意思決定手続すとか、財務について

きっちりしているとか、あとは目利きですとかハンズオン支援、出融資先に対するフォローアップみたいな手法を、どのような手法で行うのかと、それから情報公開、そういう経営のあり方について、今後、具体的に詰めていく必要があるだろうということ。その中でも特に情報公開については、新しい公共の活動履歴みたいなものをオープンにすることによって、それが新しい公共の活動主体の信用力を形成することになるだろうということでございます。

もう一つは、資金的支援以外に、いわゆるハンズオンのような経営支援を行っていくことが期待されているということでございますので、具体的にどのような人材で、そのような指導を行うのかですとか、どのようなものを対象に、どのような形でのハンズオン支援を行っていくのかという意味での運営方針、あとはコミュニティファンドのコンセプトと申しますか、そういうのも含まれると思います。それから財務状況等についても、必要な情報を公開していく必要があるだろうということでございます。

3番目が、金融機関との連携でございまして、金融機関がともするとマニュアル的な対応になっている。これはもちろん金融機関側が、新しい公共の活動についての理解が乏しい面とともに、新しい公共側も、金融機関が求めている具体的な、数値的なものを用意できていない両面があるわけでございますけれども、そのためにコミュニティファンドがある意味では、地域金融機関と新しい公共をつなぐ役割、情報格差の解消に向けてつなぐ役割を果たすとともに、それから地域金融機関と情報を共有することによって、協調融資のような形での資金提供が可能になってくるのではないかと指摘をさせていただいております。

4番目はいわゆる地域通貨等の新たな資金循環のシステムの取り組みについて、今後の可能性について言及した上で、問題提起的にさまざまな課題があることを指摘させていただいております。

5番目が遊休現物資源の有効活用でございまして、有効活用のために、まずは情報を共有化するという意味でのマッチングの方法について、これから検討していく必要があるだろうということと、あとは資産の所有と管理・利用をもう少し一体化から柔軟に考えることができないだろうかという意味でも、ここも問題提起という形にさせていただいております。

6番目につきましては、財団のいわゆる資金的支援なり、非資金的支援の活動と申しますか、そういうものを評価した上で、まだ日本の財団が、アメリカと比較して非常に活動

的に制約等があるということでございますので、その辺が充実するような施策が求められる。ここもある意味では問題提起という形で指摘させていただいているところでございます。

14ページ目でございますが、もう一つが非資金的な支援という形で、中間支援組織による新しい公共の活動主体の支援でございます。中間支援組織に対する重要性の高まりということで期待されておりますのが、人材、物的資産、情報の提供等でございますが、現状としては行政情報等の提供にとどまっているということでございます。それを踏まえまして、今後は新しい公共の活動主体のニーズに応じた経営支援まで、具体的にできるように、ここに人材、物的資源、情報、非資金的支援という形で、具体例示でございますが、挙げさせていただいているようなものやっていく必要があるだろう。やはり中間支援組織につきましては、支援内容が具体的にわかるものでなければならない。それから活動についても多様でありますので、評価を行う仕組みについても、今後、検討する必要があるだろうという指摘をさせていただいております。

15ページ目でございますが、いわゆる新しい公共と、行政なり、ほかの地域の主体との協働でございます。これは前回、皆様からさまざまなご議論をいただいたところでございますが、基本的には前回のご指摘を踏まえまして、いわゆる多様な主体による活動が、いわゆる公共としての責任を果たしながら知恵を出し合う。それから機動的な行動が可能であるということで、公共としてパワーアップしていこうということでございます。それで下の半分には、そのための前提条件という形で、各主体同士の目的の共有化、責任の共有化という意識、情報開示、中立公正な立場からの評価が行われるべきということを指摘させていただいております。また、新しい公共の活動主体同士の相互協力によりまして、広域的なネットワークの構築や何かも可能になるという記載をさせていただいております。

最後が結びのところでございますけれども、前回お配りした案にないのは、最後の3つでございますが、今後への期待という形で、今後、具体的な検討を進めることを期待したいという形で結んでいるところでございます。

以上、かいつまんでの説明ですが、終わらせていただきます。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

それでは、議題で言えば第2番目になりますが、意見交換に移りたいと思います。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等をいただきたいと思いますが、

ちょうど今、中井川課長からご説明いただきましたように、5章構成になっております。これは一遍に議論すると混乱すると思いますので、パーツに分けて議論させていただきたいと思います。3つのパーツではいかがでしょうか。1と2を1つのパーツ、それから3番目を2番目のパーツ、そして4、5を3番目のパーツという形で分けながら議論して、その上で全体討議という手順で進めさせていただければありがたいと思います。

それでは第1番目の、第1章、第2章になりますが、前回、原案を検討させていただきました。さらに先週、原案をお送りさせていただきました。それに対しての修正のご意見をいただいております。いろいろ複雑に、そのあたりが入りまじっていて、なかなか議論しづらいと思いますが、そのあたりのところは、この報告書が現場に1センチでも1ミリでも近づくことを優先していただきまして、意見が重複しても構わないと思います。むしろ実質的な議論ができればいいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、1番目、2番目、第1章、第2章ですが、ここをめぐっていかがでしょうか。

【柴田委員】 すみません。

【小田切委員】 柴田委員、お願いいたします。

【柴田委員】 いろいろと意見は、もうお送りしてあるので、取り入れていただけたところも、取り入れていただけなかったところもあるようなのですけれども、実はちょっと先の話で、9ページの政策的方向のところ、「今後、これらを『新しい公共』と位置づけ」という言い方があります。ここでやっと新しい公共というものが位置づけられているわけなので、それ以前の、いろいろと実は、3ページからずっと書かれているところにも、既に新しい公共という書き方がしてあるのですけれども、むしろこれは、今まで普通の民間が、やりくりしながら頑張ってきた、地域の担い手たちがやってきたことについて書かれているところが結構あるのです。ですから、いわゆる新しい公共の考え方とって、参考1と3ページで書かれているので、こういう、いわゆる新しい公共の考え方という書き方ならいいのですが、新しい公共のと、もう限定して書いている文章が幾つか見られたので、その辺が、今までの地域の担い手による作業の内容を書いている、それが、今で言う、ここで論議している、新しい公共のことであるわけなのですけれども、その辺の言葉の使い分けを、少し時間軸で整理していただければと考えます。今年の円卓会議以前は、そういう新しい公共は、政治家の提案かもしれないのですが、それは周りの社会に流布されている言葉ではないので、地域の担い手の、地域の活動という言い方に変えたほうがいいところも出てくると思うのです。ちょっと文言でいろいろ細かく、私は言ったつもりな

のですけれども、それが全部反映されているとは思えないのですが、もう一回書き直すときをお願いいたします。

【小田切委員】 今の提案の確認させていただきます。新しい公共の定義をどの場所で行うのかということなのですが、今回は私たちが初めて見た、「はじめに」があることによって、そのニュアンスもまた変わってくると思われま。

【柴田委員】 そうなのです。私も、そのニュアンスも「はじめに」があって、「『新しい公共』として地域づくりを担い」とか、そういう言い方があるので、きのう、私が書いたものとも、また違うニュアンスだとは思いますが、でも、もう既に何年もやってきた作業で、こういう問題点が出てきたというのではなくて、ほんとうに、ここ2年ほどのモデル事業の中で出てきた問題点と、それから今までずっと継続してやってきた、活動してきた人たちが、問題として考えている部分と、その辺を少し使い分けていただけたらと思いました。

【小田切委員】 今のところ、いかがでしょうか。

【清原委員】 よろしいですか。

【小田切委員】 清原委員、お願いいたします。

【清原委員】 今、柴田委員にご指摘いただいたので、私も改めてこう感じたのですが、でも、「はじめに」というところは、ほかの大きな2つのワーキングチームとの関係での、この新しい公共ワーキングチームの位置づけなのですが、そのあとでいきなり、地域の課題ということで、検討の背景に入ってしまうわけですが、私は、この9ページにあります新しい公共として、これまでの取り組みを位置づけ、またその活動の意義(1)の①で新しい公共の活動の意義と書いてくださっているあたりが、むしろ冒頭にあって、すなわち、今までさまざまな地域の活動は、既に存在していたわけですから、それにこの検討会は改めて「新しい公共」という名称を与えながら、よりよいものにしていくための検討をするということなので、今までの取り組みを否定しているわけではなく、むしろポジティブに前向きに行こうというわけなのです。しかし2がいきなり入りますと、新しい公共には課題があるということで、その列挙が、1、2、3、4、5となされるのです。むしろ、今、申し上げました新しい公共の位置づけを、もっと前に出していただいた上で、課題ではなくて、むしろ新しい公共分野の活動をよりよくしていくための方向性として、例えば仮に、「新しい公共の活動を担う人をより集めるために」とか、あるいは「地域の資産をより活動に生かすために」とか、「地域の資金をより現場に循環させるために」とか、タイトルは何か方向

性をポジティブに出していただいた上で、しかし、そうなのだけれども、現状ではこれまでの活動の中ではこういう課題があったので、それについて、次の（3）以降、具体的に提案していくみたいな導入のほうが、何か提案力があるのではないかと感じたのです。ですから、今、分けていただいた「はじめに」と、2の地域の課題というところに「1.5」ぐらいが入りつつ、あるいは1を補強していただくのもいいのですが。

申しわけないです、もう一言だけ言いますと、このタイトルの立て方が、三鷹市のように基礎自治体で計画行政をしておりますと、やっぱりビジョンというか方向性とかを出して、そうしたいのにこういう課題があるから解決しましょうとしませんと、まず課題だけが列挙されますと、このワーキングチームはこれまでの活動に対する経緯から始まっていると思うので、その経緯がちょっと印象としては薄らぐかなと思いました。今、柴田委員から触発されて、そんなように思いましたので、ご検討いただければと。

【柴田委員】 続いて言いますと。

【小田切委員】 では、柴田委員お願いいたします。

【柴田委員】 こちらでいただいた文章では、新しい公共の活動には人材が集まらないというわけではないのですよね。最初にいただいたのは、活動を担う人材が集まらないという、今まで地域で頑張った人たちの、ある意味で悩みがあって、それをどう補完するかを一生懸命、ハンズオンのやり方とかいろいろな手法を加えながらやっていく、その全体像が「新しい公共」と、我々は言っていくので、こういう悩みは新しい公共の中では、こういう手段をもって解決できますというのを、ここで全体像のレポートとして言わなくてはいけないので、何かこの（1）の中に、すぐに「新しい公共」の活動を担う人材が集まらないと言うと、これはもう何か未来形まで否定されているような意味合いになってしまうというのが、ちょうど、これだと将来ともにさみしい感じです。

【小田切委員】 それでは、ちょっとお待ちください。こういたしましょうか。今、かなり本質的な議論になっておりまして、単に新しい公共の定義をどうするのかということだけではなく、あるいは、この提言の書きぶりをどうするのかということだけではなく、全体のストラクチャーをどうするのかということですので、大変恐縮ですが、まず全体の構成と言いましょうか、これは前々回から議論したことでもありますが、改めて文章化すると気がつくことも出てくるということで、そこをまず少し議論させていただければと思います。

多分、卯月先生も、それに関するご意見だと思いますので。

【卯月委員】 はい、関係します。

【小田切委員】 お願いいたします。

【卯月委員】 今の清原さんのお話と若干重複するというのもありますが、僕は大前提として、新しい公共という言葉は、そんなにまだ普及していないと思っているのです。ですから新しい公共に対する、古い公共に対する反省が書かれていないと、初めてこれを読む人はまずいのではないかと思うのです。では、古い公共というのは何なのかという、行政の限界みたいなものがきっとあったわけで、もちろん行政がやってきたいこともあるのだけれども、でもそれでも今、地域の問題の中には古い公共だけでは解決できない問題があると書いてあるわけですから、では古い公共はもう要らないのかというと、そんなことはないわけであって、古い公共も新しくならなくてはいけないということを書いてほしいわけです。

もっと具体的に申し上げますと、ほんとうに言葉はちょっと過激で申しわけないけれども、こういうレポートが、何かとっても上から目線に見えるのです。市民が読んだときに、また立派なレポートは国が書いているけれども、では私たちに実際どのように影響があるのだろうかと考えたときに、僕は1章、2章なのかわかりませんが、どこかに書いてほしいのは、結局、今までコミュニティを破壊してきたのは、かなり企業、民間の責任があったわけです。あまりはっきり言いにくいけれども。それは日本全員です。全体でそうあるわけです。したがって、もう少しコミュニティを重視した開発のあり方とか、地域づくりのあり方が、まず必要なのだと。そうすると、やはり国がまず書かなくてはいけないのは、すべての公共事業とか民間の開発事業に関する市民参加の風土を醸成していくというのがまず底辺にあって、新しい公共に参画する人材が集まらないというのは、かなり上のほうの話だけであって、非常にベーシックに行政や企業が行っている事業の市民参加も、法的には日本ではまだ位置づけられていないわけでありまして、幾つかの自治体でまちづくり条例の中に、市民の参加する権利、あるいは義務をうたってあるけれども、まずそういうベーシックのところがないのに、新しい公共の活動には人材が集まらないと。公共はそういうふうに着てきたというか、そういうふうにしてきたのではないのですかという、ちょっと批判的でほんとうに申しわけないのだけでも。レポートであるからには、やっぱり、そういう状況の今までの戦後の進め方、考え方をきちんと反省というのか、フォローした中でスタートしてほしいというのが、全体のトーンにも関係するのですが、1章、2章には特に申し上げたいと思いました。

【小田切委員】 ありがとうございます。

では、永沢委員、お願いいたします。

【永沢委員】 まず、大前提としては、柴田委員と清原委員の意見には非常に賛成なのですけれども、一方では、この挙げていただいている課題に関しては、若干、修正したほうがいいのか、加えたほうがいい内容はあるのですが、非常によく整理はいただいているかなと思っているのです。

ただ、やっぱり課題が明記されているということは、その改善策や対策は明記していただいたほうがいいのかというのは前提なのです。あわせてなのなのですけれども、それぞれの第2章なのですが、1つがボランティアセクター、例えば町会・自治会の地縁組織やNPOでもボランティア的なものと、一方では俗に言う事業型のNPOやコミュニティビジネスみたいなものの内容が、ちょっと混在してしまっているかなという感じがしております。例えば、地域の資金が現場に流れないという中でも、融資、お金を借りることと、寄附を集めることで整理していくと、少なくとも町会・自治会を融資で資金調達して云々というのはほとんどなくて、一方ではボランティア型のNPOは、寄附を受けてそれに対する税制優遇を求めるけれども、事業型に関しては、逆に言うとビジネスという、ある程度基盤をつくる上では、融資は必要かもしれないけれども、寄附は求めないし、それに対する税制優遇も必要ないのではないかということは典型的なのですが、事業型とボランティアとを、ちょっと整理いただいたほうがいい。もう一個が、経営者側のプレーヤーと、参画するサポーター側の層も混在してしまっていて、例えば人材が集まらないのは2つあるかなと思っていて、よく言われる町会・自治会、NPOでも後継ぎがないという経営者の問題の部分と、あとはそこに参加をする、要するに住民であるとか市民の人たちが、非常に少ないという上で考えていったときに、やっぱりある程度、経営者側の担い手を育成する方法と、そこに参加を促す方法は、アクションとしては異なってくると思いますし、その方法、手法も変わってくるので、ちょっとそれを掛け合わせていくと、事業型にも経営者と参画者、それからボランティアも経営者側と参画をする側を考えていくと、それぞれ資金調達であるとか、活用すべき資産の話とか人材の部分が、もうちょっと整理されて現場に伝わりやすくなるのかなという感じがいたしました。

【小田切委員】 どうもありがとうございます。それでは少し整理させていただきたいと思います。

今、永沢委員から、2章についてのご意見を大変具体的にいただいたと思います。その

前に柴田委員、清原委員、卯月委員から、少し全体にかかわるようなご意見をいただいております。多分、そういうご意見が出てくるのが、「はじめに」の各ワーキンググループ共通に書かれている部分を少し詰めなくてはいけない。しかし、このワーキンググループだけでは詰めることができないところもございますので、全体的には奥野委員長に調整していただきながら、もう少し充実させる。

それから、それとかかわるわけなのですが、新しい公共の定義や、あるいはその位置づけを、従来の社会や行政における位置づけ、反省という言葉があったのですが、それを書くのか。書くとしたらどう書くのかということも、また議論になって、多分それは、「はじめに」に置いたり、あるいは2に置いたりとか、いろいろなバリエーションが考えられると思います。

その点で、この点については全体にかかわるということで、もしよろしければ、この点については、奥野委員長とも相談も必要になると思いますので、私にお預けいただいて、これからは各論を進めるということでいかがでしょうか。

清原委員、どうでしょうか。

【清原委員】 賛成です。

【小田切委員】 それでは、今、永沢委員から非常に具体的な場合分けの議論が出たわけなのですが、ここをめぐって事務局から、中井川課長お願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 まず、では私から。最初の点につきましては、小田切座長と相談させていただきますが、基本的な方向性としてはご指摘のとおりでございますので、先ほど1.5というお話がありましたけれども、ちょっとその辺は全体の、まさに見場の話になりますし、構成自体を、それこそ3つのワーキングチームのレポートの独立性がどの程度あるのかとか、そういう話にもなってまいりますので、そこは座長と相談させていただきます。

2点目は少しいろいろな要素が雑多に詰まって、羅列されているようなところがございます。ある意味では、X軸、Y軸みたいな形で、文章的にどこまでできるかというところはございますので、その辺は少しご配慮いただければと思うのですけれども、工夫してみたいと思います。

【卯月委員】 よろしいですか。

【小田切委員】 卯月委員、お願いいたします。

【卯月委員】 以前に申し上げた、これはそもそも成長戦略という大きな枠組みででき

ているので、この部会におけるコミュニティづくりと、ちょっと相入れないとは言わないけれども、うまくフィットしない印象があるのです。要はコミュニティレベルでの成長戦略みたいな意味合いが強いので、ほんとうのコミュニティづくりに対して提案しているのかというと、僕は弱いと思うのです。要は、今のコミュニティが抱える問題に対する分析とか調査とかヒアリングは、あまり今までしていないわけであって、だからその辺は、エクスキューズする必要があるのかどうかわからないけれども、最初の位置づけのところで書いておかないと、タイトルに新しい公共の担い手によるコミュニティづくりと言ったら、僕もその一人だけけれども、もっと違うことを期待してしまうものもあるので、それも含めて、ちょっとお願いをしたいと思います。

【小田切委員】 コミュニティをめぐるのは、攻めの要素と守りの要素があって、どうしても成長戦略にリンクして書くと、攻めの要素がくっきりと浮かび上がってしまうということで、守りの側面を何らかの形でにじませる必要があるというご意見でございまして、これも我々で検討させていただきたいと思います。

【柴田委員】 すみません。

【小田切委員】 はい。

【柴田委員】 先ほどもちょっと言いかけた、3ページから6ページまでの間についてなのですけれども、まだここでは、これが、1.5がその間にどう入るかとか、そういうものは別としまして、3から6までの間の中で考えると、まだ地域の課題がどういうものであるかを、もし書くとしたら、やはりさっき言ったように(1)のところに新しい公共とか、そういう文章がもう既に入ってきてしまっているのは、ちょっとおかしいというのと、それから私は、実は(5)として提案していましたのが、共通して存在する課題ではなくて、問題点として制度環境が整備されていないということ、きのうの段階で提案していたのです。それが多分、卯月委員が言っていらっしゃった、ある意味で今までの行政的反省になるかもしれませんが、やはりそれが、制度環境が整備されていなくて、うまくいってなかったということがあるのだけれども、それは共通の課題ではなくて、まさにそれも1つの(5)になっていて、ここで例えば検討の背景があるのだとすると、課題やまとめがここに来るのだろうかということなのです。ここで課題を、例えば5つ出したら、後ろでそれに対応する、ある意味でこうしていきましょうという解答欄がなければならぬので、だからここで、何かすぐ、その最後に基盤づくりをしていくというので、答えがここで出てきてしまうというのも、何かおかしくて、そういう話ではなくて、むしろ

ここは問題点を挙げるのだったら問題点だけをやって、その中に今までの国や基礎自治体の中の公として市民が主体的に動ける制度整備がなくなってなかったということを入れていただけたらと思います。

【小田切委員】 今のご議論も、今度は3節の事例からのインプリケーションの位置づけともかかわって、全体の構成にかかわると思います。

大変重要なご指摘ですので、どういたしましょうか、先ほど、一応私にお預けしていただくようなことを申し上げましたが、最後にもう一度議論するというので、何が宿題として残されたのか、その段階で確認させていただきたいと思います。

それでは、ほかにいかがでしょう。

【望月委員】 すみません。

【小田切委員】 望月委員、お願いいたします。

【望月委員】 私としては、ちょっと混乱しています。地域の課題としてこのワーキングで検討するのは狭義の課題に対してという形でやっていかないと、非常に議論が拡散している気がするのです。地域の課題を読んでいてタイトルは「地域の課題」ではないと思いました。ここは新しい公共による地域活動の課題であって、地域の課題とはそういう意味だと思うのです。だから、そこで議論を絞れるか絞れないかが、タイトルに表れている気がしました。

今、皆さんの話を聞いていると、もっと大きい地域の問題とかコミュニティの課題みたいなところまで、課題として触れていくのかという感じがします。そうすると非常に幅広くなってしまう。実際の議論は非常に地域に根差した、ある意味では具体的な施策になっているので、そこに落とし込むためには、あまり間口を広くしてしまうといけないので、そこは入り口で、先ほど整理をなさると言っていたので一回議論を閉じた方がよいのでは。以降は新しい公共という役割が非常に有効だということが見えてきた。だからそれを使って、地域の課題を解決するための地域活動を促進する。そのために、いろいろまだまだ課題があるのだということで議論が展開していくと思うので、そこは言葉と概念をはっきりさせて使い分けをされたほうがいいのではないかというのを、私は感じました。

【小田切委員】 林委員、今の論点についてお願いいたします。

【林委員】 この「はじめに」と、その課題のあたりの関係は、最終的にこれが内容として、この中で提案したいと思っていることは、いわば1つは、地域にどういうふうに、地域の力になる資金の流れをきっちり生み出すか。それは担い手とともに生み出すか、あ

るいは担い手をサポートする、エンパワーするとか、そういう人たちとあわせて、そこに力点を置くのがポイントだと思うのです。

そうすると、一番初めは、むしろ状況の中で見えてきている構造的なポイントを、最初のところで言う必要があるのだと思うのです。今、議論があったように成長戦略といっても、大都市圏の戦略と、地域の中でコミュニティのレベルで大切な課題になっていることは、非常に違うし、その2つはしばしば戦うのです。だからグローバルエコノミーが浸透したときに、地域のコミュニティはものすごく危機的な状況に置かれる。ところが危機的な状況に置かれているコミュニティは、今はお金も回らなければ、お金が回らない結果、人材もそこで十分腕力を発揮できないとか、あるいは先ほど、卯月さんがおっしゃった参加の問題で、地域の住民が持っているいろいろな力もうまく生かせていない。そういうことがあって、新しい公共の分科会はその点に焦点を合わせて考える役割があるのだということを、最初にしっかり書いていただくのが一番いいと思うのです。そうすると、そういう観点からしての、課題であり、あるいはそれから後の政策的な取り組みでありというのが、はっきりすると思うのです。そこが最初にしっかりしないと、非常に議論が幅広いところにはかかないと気が済まなくなると思いますが、どうでしょう。

【小田切委員】 ありがとうございます。

【清原委員】 よろしいですか。

【小田切委員】 ちょっとお待ちください。

ただいま、望月委員と林委員からほぼ同じ方向性での議論が出てきました。2章の位置づけが少し幅広過ぎるということで、いわば地域の課題、むしろ地域活動の課題という形で、絞り込む。そうであれば、1の初めのところに、地域の課題がもうちょっと厚く出てくるような重点変更になろうかと思えます。

多分、清原委員もそれにかかわるご発言ですよ。

【清原委員】 はい、そうです。

【小田切委員】 お願いいたします。

【清原委員】 今、小田切先生がまとめてくださったほうが、私たちのこれまで事例を尊重した検討をしてきたことに即した、一定の中間的取りまとめではないかと思えます。そういう意味で、「地域活動の課題」、「新しい公共に向けての地域活動の現状の課題」、あるいは「課題解決の方向性」とか、そういう形で整理していただくのがいいのかと思えました。

それから、今、林委員のご指摘を受けて、私も改めて再確認をしたわけですが、今回、1つとして、「大都市イノベーション創出戦略」、2つとして「地域ポテンシャル発現戦略」が検討されているわけです。そうしますと、私は三鷹市の市長ですので、市民という概念については、通常使っている概念なので全く違和感はありません。ただ、限界集落を抱えていらっしゃる村とか町が、地域のポテンシャルを発現したいというときに、「括弧つき市民」ではなくて、やっぱり「町民」、「村民」は「住民」という表現のほうがぴんとくるかもしれません。

今回、例えばいきなりでございますが、3の地域の取り組みからの示唆の(1)は、「市民の善意を」と、「市民」と出てきます。あと、比較的、普通に「市民」というのが出てくるのです。これはひょっとしたら、私たちは2つのその他のワーキングチームとの関連で言うならば、表現ぶりは、「市民」と使うときは括弧が要って、「住民」の表現の方が中立的表現なのかもしれないと思います。私たちは一般的には「市民活動」と言ってしまうと、「市民活動」と言うときと、「住民活動」と言うときでは、ニュアンスが何となく違うようではあるのですが、今回、ほかの2つのワーキングチームとの関連で、「市民」という言葉を使うときには、あるいは「市民活動」と言うときには、何らかの配慮が必要なのかなと。他のワーキングチームとの関係で思いました。

繰り返しますが、私自身は、意識ある主体性を持った市民として、市民を使う場合と、単純に三鷹市で住まう、学ぶ、働く、それにプラス、自治基本条例では活動する方も市民とするという定義をしておりますので、私自身は違和感はないのですが、ひょっとしたら、無意識に使っている市民という言葉に、町や村の方は距離感を感じてしまうかもしれないので、それは私たちとは趣旨が違うので、小田切先生、いいアイデアをよろしく願います。

【小田切委員】 今の論点は、清原市長に言っていたのではなく、農山村のフィールドワーカーとしての私が言うべき論点で、どうもありがとうございました。

市民・住民という表現も考えられると思いますし。

【林委員】 それがいいと思います。

【小田切委員】 あとは、どうしても、これは市民・企業という表現も途中であったりしますので、そのあたりの書きぶりは少し考えなくてはいけないかと思います。大変重要な論点をありがとうございました。

さて、先ほどの手順に戻っております。第1章と第2章について、細かい論点も含めて

ご議論いただければと思います。

林委員、お願いいたします。

【林委員】 私は、先ほど申し上げたような文脈でいきますと、永沢さんがおっしゃったように、NPOもボランティア型と事業型といいますか、そう分ける見方もあるわけですが、ボランティアの活動も非常に重要なのですが、特にこの時点で、非常に重要になっているのが事業型だということは、どこかではっきりさせておかないといけないと思うのです。今のNPOとか、あるいは特に認定NPO法人制度などは、PSTの設定の仕方が問題があるものですから、事業型がほとんど認定の対象にならないという、それを今度改正できるかどうかという話になっているわけですが、そういう意味では、事業型をどうサポートするかが、このレポートでは非常に一生懸命考えられているということなので、そこの特徴はむしろしっかり出したほうが良いと思うのです。それは私の意見です。

【小田切委員】 ありがとうございます。

今の論点はいかがでしょうか。木下委員お願いいたします。

【木下委員】 まさに今、ご指摘の私も全体のトーンで、後でまた議論したいと思うのですが、ちょっと資金に関する中身がぼやけ過ぎているかなという感じを、印象として持っています。

具体的な話としては4ページ目にあります、認定NPO法人や各種公益団体の寄附に対する寄附金控除と書いてあるのですが、認定NPO法人は、今、ちょっと調べたらやはり所得控除になっていまして、税額控除ではないのです。これは結構大きな問題といいますか、新しい公共でもずっと議論されているところで、所得控除と税額控除と全然話が違うところで、今は積極的に議論されているのが税額控除に切りかえて、税額からお金を出ししてくれた人には控除しよう。今は所得から引かれるだけです、こういうところも、非常に細かいところではあるのですが、大変議論のテーマとして、今、ホットになっていますので、ぜひそういうところをご確認いただくと大変助かります。

あとは、下に行きますと、日本では寄附文化が十分根づいていない点に関しても、文化性の問題なのか、それとも社会制度であったり仕組みが整っていないのかという点は、大変議論が分かれるところかと思ひまして、実際、今年からスタートしているジャスト・ギビングみたいな、インターネットを使った寄附を集めるサイトとかは、世界各国でスタートしていますけれども、日本は最速で1,000万円以上の寄附金を集めていたりするので

す。これは、実はそういう仕組みがないから、出す機会であったりとか、安心する団体とかが、ちゃんと表に出てくるような仕組みがないから、みんな、なかなか出せないのではないとか、あとはやはり税額的な控除というものがある国、ない国というところでの差があるのではないかということで、やはり文化性というよりは仕組みとして、今回は切り込んでいくという話にさせていただけると、大変ありがたいという点を感じております。金融業界でも当たり前ですが、お金は、どんなことをしても低い金利よりも高い金利のところに流れていくわけです。ですので、やはり控除があるかないかで、資金の流れはやっぱり全然変わってきまして、地域の中でも、どうせ控除されるのであれば、やっぱり地域の中にちゃんとお金をみんなに残して、しかしその活動を育てていこうという話が大変前向きにしやすくなることも、実態としてございますので、その点をぜひ踏まえていただけると、大変ありがたいと感じました。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

今の問題提起も大変重要な論点でした。いわばDNAの問題にするのではなく、きちんとした枠組み制度の問題にするのだという、その姿勢はこの委員会、ワーキンググループでも、一貫して我々が持っていたところですので、少し書きぶりについてご検討いただければと思います。

では、まず卯月委員からお願いいたします。

【卯月委員】 林さんが言われたこと、そうなのですがと、ちょっと一言、念押しをしておきたいのですが、事業型NPOについての新しい制度提案をするという趣旨は理解しているのですが、事業型NPOは以前も申し上げたように、やっぱりハードルが高い印象が一般市民にはあると思うのです。そうすると例えば、小田切先生とやってきた、今の新しい公共の助成金を見ると、特に地方へ行くと事業型NPOはまだ育っていない。そうすると町内会・自治会がもう一歩踏み出すことによって、事業型に近づいていくという、そういうステップがあるわけです。ですから最初から事業型NPOだと書くことはいいのですが、ボランティアセクター、一般市民活動から事業型NPOに至る道筋も、やっぱり少し示しながら書いていただかないと、僕はやっぱりこれが一部の人にしか読まれないと、ちょっと懸念をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

【小田切委員】 ここは、ぜひ改版したいと思いますので。

はい、林委員。

【林委員】 その点で言いますと、これは小田切先生が詳しい領域ですが、例の鹿児島

県のやねだんという集落の再生事業は、非常に上手に事業型に展開もし、かつ非常にコミュニティ型であって、それで農村部の特質を非常によくつかまえて、つまり農村部ではサラリーマンの世界と違って、それぞれの人たちが具体的な事業ができる、大工さんだったり、左官だったり、農業やっていると。そういうパワーをもっているのを、非常にうまく使っているという。だから、そういう意味で事例として、ああいうのが入ったほうがいいのかもしれませんが、地域の中でアプローチしやすいケースは、実は自分たちの手元にあるということが、何か少しアナウンスされるような。

今、卯月さんのコメントに対して、いやいや、もう少し上手なアプローチもあるというのが1つと、僕は新潟とか島根県でコミュニティビジネス支援のコンテスト方式のを、何年もやってきましたけれども、みんな非常に上手にそれに参画して、それで展開するので。それをエンパワーしたり、ハンズオンしたりする仕組みもセットで非常に重要なのですけれども、直ちに事業型だからということで、みんなヘジテートするわけではなくて、そこにお金が回ってくるぞという仕組みがある、ないが、非常にその勇気を誘い出すか、それとも、ほとんどそういうものがない、閉塞的な状況のままにいるかのポイントになると思うのです。ですから、そういう意味での仕組みが、やはり必要だということは上手に書き込まないといけないということです。

【望月委員】 小田切委員。

【小田切委員】 望月委員お願いいたします。

【望月委員】 今に関連して、最後の共通して存在する課題についてです。前回、構造的云々でも話題になったと思いますが、ここでの課題は、ある程度動き出している顕在化した活動をより促進させるという話になっています。卯月先生のお話にもありますけれども、それ以前にもうそれすら引き出さないと沈んでいってしまうものを、うまくインセンティブを与えて引き出すことも、実は共通する地域の課題を解決する要素としてあるのではないかと。プレの段階みたいなものに対する目配りというのは、今、多分、林委員がおっしゃられたことに通ずるのかと思うので、共通して存在する課題は、これだけではなくて、まだもう一つ前段階の引き出しの手だてが欲しいということもあっていいかなと。

【小田切委員】 多分、柴田委員がそれにかかわったご意見だと思いますので。

【柴田委員】 はい。さっきもちょっとお話ししました、5ページから6ページにかけての共通して存在する課題のところなのですけれども、そこに実は、まさに今言っているような、木下委員が言われたようなシステムが入っていない。私は、制度環境

が整備されていないというのを、タイトルにしてしまったのですが、そういうシステム自体、それはいろいろな形で、金融のきめ細やかなやり方自体という1つの金融の分野になるかもしれませんし、建築基準法の問題とか農地法の問題とか今まで大分いろいろな問題が出てきたところ、やはり制度環境が整備されていないということが、一つの大きな課題であるというのが今、木下委員、林委員、望月委員が話されたところではないかなと思うのです。

それから文化的かどうかというと、地方にいと意外と、明治のときに学校制度が始まる前の年に、既に長浜では市民の浄財で小学校をつくっています。松本でもそういう例もありますし、ある意味で、貴族の責務のような考え方は意外と地域にはあります。ちょっと言い方が悪いかもしれないですが、普通の市民・住民が自分たちのちょっとしたお金で地域をよくしていくのに出せるお金というのは、やはり参加しやすくするサポートシステムがないと、税制も含めてですが、なかなかできないと考えます。一つの例としては、彦根の花しょうぶ通りが中心となってLLPをつくっています。LLPひこね街の駅といいます。最初はみんなの浄財で集めたファンドで、その後、うまく循環して、毎年のように黒字にしています。LLPで、どうして黒字になるのと言われそうなぐらいに、ちゃんとした運営をしているのですね。そういう地域で発想して、活動している人たちが確かに見えてきているということは事実ではないかなと思います。それを参加しやすくするサポートシステムを作ることによってもう少し周りに広げていきたいと思います。

【小田切委員】 堀尾さんから一言お願いします。

【堀尾広域政策企画官】 実は2ポツは、経済学的に生産要素で人材、資金とか、あるいは経営学で言う経営資源という形で、(1)から(4)まで整理して、ただし、それではどうしてもこしとれない何か、大きな部分がありますので、その部分を(5)の一番最後の行に書いております。制度。柴田委員がおっしゃったのは、法制度も含めた制度。土壌とか環境とか、あるいは文化という言葉を使ったのですけれども、そういうことをここにちょっと盛り込ませていただきたいなと思います。

したがいまして、ちょっと言葉が足りませんでしたので、これまでのご意見のところ、そういう形で整理させていただければと思っております。

【小田切委員】 了解いたしました。

いずれにしても各委員は共通したことをおっしゃっていただいております。立ち上がるプロセス、あるいは事業に進展するプロセス、さらに事業型に達した後、ステップアップ

するプロセスの部分の書き込みがさらにあればよろしいということで、そんなことを共通しておっしゃっていただいていると思いますので、その辺の書きぶり、さらに検討させていただきたいと思います。

大変恐縮なのですが、例によってこのワーキンググループは時間がなくなるワーキンググループでございまして、本来は、4、5に移っている時間帯ではございますが、まだまだ検討すべきことがありますので、最後に全体として議論させていただくことを約束させていただいた上で、3章に移らせていただきたいと思います。3章は地域の取り組みからの示唆ですので、いかがでしょうか。

では、林委員からお願いいたします。

【林委員】 ひとつもう少しはっきり出るといいなと思ったのは、この中にはうんと書き込んである部分もあるので、目に見えるようにすることです。非常に単純に言いますと、いろいろな市民の活動があり、事業型の活動もあるという場合に、そういうジャンルに分けてもいいですが、可視化が重要です。テレビで言うと、ロボットコンテストのように非常にわかりやすい形で、ある成果がこんなふうに競われるという場面をつくるような、そういうメディアの使い方というか、露出の仕方が1つは非常に重要だと思います。それから例えば、まちづくりの活動はいろいろありますが、最近、どうやら店じまいしそうなのが、『季刊まちづくり』というなかなかすばらしい雑誌がある。しかし、出版物としては成り立ちにくい状況です。これだけ多様な市民活動が起こっているのに、みんなにわかりやすいメディアがやはり重要だということです。例えばテレビ等です。

ウェブサイトなども重要ですが、E-情報との親和性にはエージギャップがあります。団塊の世代はボランティアをしている人は非常に多いけれども、自分でサイトからボランティアの機会を拾い出している人は、まだまだ少ない。そういうギャップもあるので、何かそこら辺、目に見えるようにして広く伝わるという、そういう広報にかわる領域です。みんなが楽しめる、そういう工夫がここでは欲しい。地域の取り組みの中に、そういう例もあるのじゃないかなと思っています。先ほど申し上げたコンテスト型のは鳥取とか新潟でやりました。そういうのも1つです。みんなが見て、なるほどと思い、いろいろなデータも得られるという、そういうこともぜひ欲しいなと思いました。

これは広域で例えば、都道府県とかそのレベルでの責任もあると思います。大都市は自分たちがやればいいのか、それ以外は県の単位か県を2つ、3つに分けたぐらいだとか、それぐらいやらないと、どうもはっきり見えてこない。

以上です。

【小田切委員】 柴田委員から手が挙がっておりました。

【柴田委員】 ここは、ある意味で、ここの中で、説明してくださった方々の内容をうまくまとめてくださったので、あまり私は違和感を感じずに、読ませていただきました。強いて言うと、林委員のようなことがあるのだとは思いますが、

【小田切委員】 ありがとうございます。

木下委員からお願いいたします。

【木下委員】 ここでご発表いただいていた中で、この後の4ポツと言いますか、政策的方向性のところにやはりつながっていくポイントをそれぞれできれば相関関係と言いますか、これに対応してこういう示唆があったので、こういう形で対応しているというのを、政策的な方向性のところにつながっていく、例えば金融、すいません、お金の話ばかりしてあれなのですが、金融の力でやっていくというところでの課題というので、後のほうには書いてあるのですが、例えば12ページの③のところでは、「NPOからの融資申請に対し、実行できた割合は1割程度である」というお話もあったわけですが、そういった具体的に実際いろいろやってはいるものの、実際、審査対象として難しい点であったりとか、そういうものの指摘がもう少しあったのかなという気はしております、この新しい公共の資金需要の掘り起こしというところに当たるのか、掘り起こしというよりは、あるけれども、対応できないというほうが課題なのかなという気がしてはいます、そこを少し実際どうしたら解決できるのかという議論をちょっと後半部分に生かせるといいのかなと。実際、金融機関としてはやりたいけれども、これぐらいが私たちの体力の限度ですというご発言等々もございましたので。やはり、それはさっきの話にもかかわりますが、仕組み的に金融機関としての役割が明確に地域の中でどう貢献するのかというところはあまり議論されてこなかったところなのかなという。そういう部分に関して、もう少し直接的に触れたほうが、せっかくご発言をいただいた。おそらく今日来ていただいた方は大変熱心な方々だったと思うのです。組織内ではいろいろなご異論もある中、ああいう事業をやってらっしゃるという点では、よりそれを積極的に推進できるような金融機関への定めと申しますか、そういったものもつくっていくということが明記されてもいいと思います。CDFIの話になりますけれども、これはCRAとセットのはずなので、そういうところもちょっと私としてはパスされてしまっているところは、この事例発表でのせっかくのご意見のところをちょっと落ちている点も幾つかあるかなと感じたところでございます。

【小田切委員】 ありがとうございます。

卯月委員、お願いいたします。

【卯月委員】 8ページの下3行にイギリスのコイン・ストリートを書いていたいただきました。前回、僕は欠席して、審議官が早稲田に来ていただいたときに、ちょっとお話をしたので、ありがたいと思っていますが。ただ、この3行だけ書いて、後ろの参考9、24ページを読んでも、なかなか何が示唆に富んでいるのか、わかりにくいのかなと思って、ほんとうにここに入れるべきなのか、あるいは4章にもうちょっと書くべきなのか、悩みながら発言を許していただいたので、したいと思いますが。海外の事例をどういうふうにこのレポートの中で扱うかというのは難しいかもしれませんが、海外の事例と日本を比較したとき、国が持っている制度とか仕組みのようなもので、もし学ぶべき点があればと思うのです。僕がコイン・ストリートに関して注目すべきは、3点あります。

1つは、例えば企業とか行政がある地域づくりの将来ビジョンを書くと、そういうときに必ずしも納得しないというか、反対の住民がいたときに、単なる反対ではなくて、対案を出すという機能がありますよね。代替案をつくるということは、一般素人の市民にはできないわけですが、4章の中にもあるような、きちんとした中間支援組織があれば、対案をつくることは不可能ではないということで、複数案を比較検討して議論するという土壌、風土を日本でこれからつくっていくべきだと思うのです。仮にNPOにしたって、競争はあるわけだし、NPOと行政、あるいはNPOと企業だって地域の将来づくりに関して、意見の食い違い、進め方の違いがあるわけであって、何でもかんでもNPOがいいというわけではないわけですから、そういう幾つかの案を検討し合うことが必要だと思います。例えば、イギリスではありませんが、ドイツの場合は、ドイツの建設法典という、日本では建築基準法のようなものの中に、条文に複数案を検討しなさいと、行政側が出す場合も複数案を出しなさいと書いてあるわけです。

2つ目に重要なのは、その複数案が地域で出てきたときに、それをきちんと公平、平等に議論する場が必要であると。コイン・ストリートの場合は当然、公聴会というものをロンドン市がつくって、そこで、一方は住民、一方は企業、その両方の仲裁をしながら、企業に対しても、もっと住宅をつくりなさい、住民に対しても、もうちょっとオフィス機能を入れなさいと、両方の欠点を補うような仲裁案を出して、4年間議論したということがあるので、2つ目はオープンに議論をする場が必要だということです。

最後、3つ目にコイン・ストリートで学ぶべき点は、数年議論した結果、途中で企業が

撤退してしまうわけです。もうこれ以上は経済状況がちょっと悪かったせいもあって、撤退すると。そうすると、企業がウエルカムとやってた時代ではなく、もう来ない、この後は衰退しかない。そのときに、対案をつくった住民の人たちはしようがない、開発事業体をつくらなければいけないという、ほんとうに素人の集団が開発事業体をつくって活性化するという事例なのです。日本でも、そういうことがままあるとしても、実は資金もない、実績もない、信用もないという市民が自分たちの地域づくりのために何か立ち上がろうとしたときに、何が重要かと言うと、このときにロンドン市がやったのは、5ヘクタール以上の大きな土地だったのですけれども、8億円という時価を5分の1である1.5億円で売却した。労働組合とか住宅組合とか退職者何とか組合、そういういろいろ市民の団体が協力して、1つの開発事業体をつくって、そこに融資のシステムを入れながら、安い金額で売ったという、それが大変な英断だったと僕は思うのです。そう考えると、企業ベースではまちづくりがうまくいかないのに対して、行政あるいは市町村ですけれども、市町村が土地を安く売却するか、低利の融資をすることによって、今まで踏み出せなかった市民が事業体のほうに一步踏み出せるという、そういうことを僕はこのコイン・ストリートで学べると思うので、今、申し上げた3つぐらいの視点をもし違和感がなければ、きちんと学べる点として書いて、それを4章に生かすというのもあるのではないかとちょっと思った次第です。

【小田切委員】 ありがとうございます。

政策提言が4章からですので、3章までの議論はここで、ぜひお聞きさせていただきたいと思いますが、卯月先生から出てきた8ページの最後の3行、コイン・ストリート事業体が示唆に富むということが書いてあるのですが、それではどういった示唆があるのかについては書き切れてなくて、具体的には3点あるということをもまにご示唆いただいたわけなのですが、その部分は先生方、今話を聞いて、書き込むべきだとお考えでしょうか。

【林委員】 どの場所かということは、卯月さんもちょうどどうしたらいいかなとおっしゃったのですが、いずれにしても今の話は非常に重要な話で、複数案、それから市民討議のプラットフォームをちゃんとつくるということは、いろいろな自治体で日本でもやっているところもないわけではないけれども、一般化していないので、ぜひやらなければいけない。

3番目のポイントの土地の売却ないし長期の契約で貸し与える、あわせてアセットマネ

ジメントと言っていますが、英国の場合は、アセットマネジメントというのを市民事業体のチャリタブルステータスをとっているのですが、それでアセットマネジメントの柱になっている。アメリカの場合は、基本的には補助金ですよね、それは都市住宅省の補助金を中心にして、あと税額控除の仕組みを手厚く入れるという柱がはっきりしてきているのです。日本の場合は、福祉についてはお金が流れるような形になってきているので、福祉ではかなり事業体が育っているということなので、国土交通省としては多分そういう意味で、太い柱をどうするのかということのをこれからの検討でも結構ですが、そういう柱が自分たちの武器を使って、必要なのだということを書き込んでいただきたい。日本の場合、指定管理者制度なども中途半端で、数年の契約になるのですが、イギリスの場合は高速道路下のロンドンのケースなどは99年、その土地を貸します。そういうやり方をしますので、そういったことがこういう企業体をきちっとサポートするには必要で、それが支持されるにはまさに参加のプロセスが非常に重要になるのですね。だから、それは相当な年数をかけながら、議論して決めていったりするわけですけども、そういう意味で、先ほどの3つの要素は非常に重要である。具体的な柱は少しずつ国によって、制度によって違う。

【小田切委員】 柴田委員、お願いいたします。

【柴田委員】 私はこのコイン・ストリートという外国の事例になぞらなくても、市民と行政とのプラットフォームで地域をつくっていかれているという幾つかの例があったので、実はここは事例の参考でいいのかなと思って、流してしまったのですけれども、市民が主体のプラットフォームが必要である。特に行政との連携においてというのは、15ページの中での行政との連携の中に少し共通した形で入れればよろしいのかなと思って、そここのころで例えば卯月先生が説明してくださったような内容も少し盛り込みながら、この辺の文章をつくり直していただければ、よろしいかなとちょっと思いました。

【小田切委員】 3章に入れるのか、4章に入れるのかは最終的には全体のバランスを考えながら考えたいと思いますが、いずれにしても、このコイン・ストリート事業体にかかわる示唆、卯月先生からご説明いただいた3つの示唆、しかも林委員からは国によって重点が違うのだというご解説もいただきましたので、そのあたりのところは新たに書き加え、その場所については検討させていただくということではいかがでしょうか。

それでは、やっとたどり着きました。4章が我々の政策提言でありまして、4章、5章をセットに議論させていただきたいと思います。既にかなり出ておりますので、今まで議論になっていないところということで。

清原委員、お願いいたします。

【清原委員】 すいません。私、ちょっと早退をさせていただく関係で、最初に。

政策的方向性の中に、括弧として、市民活動による地域発イノベーションへというふうな、イノベーションという言葉が出てまいります。これは政策的方向性として、括弧に書いてある以上、大変中心的提言というふうになると思うのです。実は、イノベーションということでは、1つのワーキンググループが大都市イノベーション創出であり、2つ目が地域ポテンシャル発現戦略で、イノベーションという言葉は大都市のところでは使っているわけなのですが、ここで新しい公共のワーキングチームの政策的方向性が地域発イノベーションへとなることについては、一定の私たちの共通認識というのが、確認されなければいけないなと思っています。

私としては、イノベーションという言葉はどうしても、何と言うのでしょうか、私の偏った見方があるかもしれませんが、仕組みというよりは何と言うのでしょうか、技術革新とか、あるいは人間というよりも制度というか、そういうところに使われることが多いようなので、私はあえて意識的に「エンパワーメント」という英語であれば、エンパワーという言葉を使ったのですが、ひょっとしたらあまり片仮名語を使う必要性はないのかもしれないなと思いつつ、地域発の住民活動がもたらす新しい公共の活性化なのか、あるいはよりよくするために考えるというようなことに全体を通底すれば、ひょっとしたらイノベーションという言葉でなくてもいいのかなと考えたのが1点です。後で確認をしていただければと。

それからもう一つは13ページ目に⑥として財団があります。これは前回、財団が補助金等を出しているという有用性を確認する中から、積極的につけ加えていただいたものだと思うのですが、これは全体に言えることなのですから、突然、財団と出てくると何なのかなと思うことがありますので、政策的提言などでほかのところ具体的に遠慮なく書いたほうがいいのかと思いました。

14ページでございますが、(3)担い手に対する経営・ノウハウの提供などの非資金的支援とあるのですが、あえて非資金的支援と言わなくてもいいのではないかなと思ひまして、先ほど来、永沢委員も言われたように経営が非常に重要だと、それは重要なポイントでございます、これはビジネスとして考えなくても、公共団体である私たち自治体も自治体経営と遠慮なく言わせていただいています。ですから、組織の運営とか経営は非常に重要なので資金と絡まざるを得ないので、それをむしろ絡まないように表現する意味で、

こういう表現をされたのかもしれないのですけれども、なくてもいいかなと思いました。

もう一つ、15ページに4段落目に三鷹市の事例を紹介していただいていたほうがほんとうに光栄に思います。できれば、東京都三鷹市の「市民連携の取り組み」を「民学産公の協働」というふうにオリジナリティーを持って書いていただくとありがたいなと思って、これはちょっと小声で申し上げまして、事例を紹介していただけるだけでも光栄なのですが、ぜひよろしくお願いたします。

以上でございます。ありがとうございます。

【小田切委員】 最後の点、大変大きな声でご説明いただきまして、ありがとうございます。ぜひ、そういう方向で、議論していただきたいと思います。いずれも文言でございますので、処理はできると思うのですけれども、特に1番目は大きな議論です。いわば政策的方向性の副題として、つまりそのテーマとして、市民活動による地域発イノベーションへ、これでいいのかどうかというのは、我々の議論に抜けていたところですが、いかがでしょうか。

【永沢委員】 その括弧書きは、僕も非常に気になっていたのですが、先ほど卯月委員からも出ました新しい公共という言葉が広まっていないということも含めて、例えば新しい公共による地域発イノベーションとか、また新しい公共の担い手によるということで、逆に新しい公共の担い手がそういったものを担っていくのですよ、という表現に少し変えていただいたほうが、その後の文章も連動性が出てくるかなと少し感じたところでございます。

あわせてよろしいでしょうか。まず、先ほど、事業型というものが非常に必要だというお話にも関係してくるのですが、その後の資金調達とかいろいろな新しい公共の担い手に期待されている内容の、資金調達だとか収入源確保という言葉が、1つがお金をどうやって集めようかという収入の集め方の話と、もう一つがアウトプットの話、要するに、そこで得た収益を社会にどう還元して、地域や社会をよくしていくのか。大前提としては、新しい公共の担い手が得た収益、または集めたお金が社会に有効活用されていくからこそ、新しい公共の担い手が必要なので、アウトプットする一つのミッション性というか、課題解決性のようなものがあって、それを解決するためにいろいろな手法でお金を集めて、有効活用してくださいねという手順なのだろうと思っているのですね。それがお金を集める仕組みということばかりが表現上出てきてしまっている。何のためにということをまず大前提として挙げていただいた上で、それをするためにはボランティアはボランティアな組

織として、寄附であるとか会費のような資金調達をして、事業型はビジネスという手法を用いてでも、財源確保をしてより投資できる財源をどうビジネスという手法で稼いでいくとか、先ほどもちょっとお話をさせていただいて、それぞれの新しい公共の担い手のあり方にも連動した資金調達の方法ということと、なぞらえて少し資金調達の方法が書かれていますと、よりきめ細やかなのかなと感じました。

最後にですけれども、2ポツの一番最初の地域の課題から入るところとも関係してくるのですが、おそらく10ページ目に書いてある(2)以降のところ、例えば、先ほどの2ポツの地域の課題でいくと、多分4ページ目の「地域の資金が現場に流れない」というところの、ある意味、解決策として、10ページ目以降の資金調達の部分が出てきているように、課題の先ほどの解決策の方法の内容として、できればここ以降に書いてあるものを少し連動させていくと、整理がしやすいのかなと。ただ拝見すると、資金調達の部分はかなりボリュームが大き過ぎて、それ以外の人材が集まらないとか、資産が活用されていないという解答がほとんど書かれていないので、できればそこは多少わずかでも書かれていて、連動されていくと、金融の部分がボリュームが大きくても、解答にはつながっていくようになるのかなと感じました。

【小田切委員】 ありがとうございます。

できたら、45分ぐらいまでにこの議論を終えたいと思いますので、お一人ずつ、論点として残されたことを言っていただきまして、全員から4章、5章についてのご意見を賜るということではいかがでしょうか。

【小田切委員】 それでは、林委員お願いいたします。

【林委員】 ここの部分で、1つ気になったのは、例えば12ページの③金融機関との連携の話の中の2段目です。「このため、コミュニティファンドは、『新しい公共』の活動に対する資金的、経営的支援だけではなく」云々と書いてあるのですが、これはコミュニティファンドだけに、この責務がのしかかりますと、後ろに書いてある融資以外に、そうすると今の実態からすると、とても背負い切れないという状態であるだけでなく、実は別の形で、少しプロフェッショナルに動ける主体を育てるほうが本筋なのかもしれないと僕は思っている。それを言うと、単純に中間支援組織とかいう形ではなくて、ある種のビジネスパートナーなのですね。だから、中間的な、あるいは非営利中間的なビジネスパートナーというような名前をつけたほうがいいのかと僕は思っているのですが、それがここにあるいろいろな情報格差を解消しようとか、あるいは新しい公共の活動主体に促すた

めの媒体としての重要な役割だとかいうことを含め、何回かコミュニティファンドに期待していることが出てきているのですけれども、そこをもう少し実際には分解して展開していかないといけないんじゃないかと思っておりますので、それは先ほどちょっと触れた、メディアにどう露出するかについて、きちんと考えているところがないと、うまくなくて、それは現場のそういうところを、実際にかかわったりしている人たちでないと、なかなかポイントが出せないと思うので、そういうのが1つです。

もう一つは、財団の話が少し出ましたけれども、要するにある種の資金的な多様性というのをこのあたりで財団を合わせて、書き込んでいただくといいと思うのです。企業等の貢献もいろいろな形であるので、そういうことが拾われると、いきなり財団ということではないというふうになると思います。

もう一つは、14ページのところに中間支援組織の評価がありますが、この評価というのは非常に重要なのですが、むしろその前に市民がみんなで評価できる場をつくるという意味で、ある種のコンテストラウンドと言ったほうがいいのかもしいけれども、先ほどのコンテスト方式なり何なりで、みんなに見える形にして、たくさんの人が見て評価するという状況をつくったほうが、実質的には役に立ってくるし、お互いに知ることのできるもので、そういうことをこれに加えていただけるといいなと思いました。

今の関連ですが、15ページに行政の協働という中には、多分、これは3番目ぐらいのところに入るのかもしれないけれども、見えるようにするコンテストラウンドのような形で、それを見えるようにして、そこで交流が生まれて、そこでまた活性化するような、そういうことは自治体として、あるいは省として考えるというのが非常に適切なことかなと思いました。

以上です。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

それでは、望月委員、お願いいたします。

【望月委員】 言ってしまうと、政策の方向性のハイライトがコミュニティファンドと、中間支援組織と、その協働というこの3点ですよね。特にコミュニティファンドのところに非常にポイントがあって、そうであったとすると、10ページのところの「広くお金を集めるしくみ」と書いてあるのですけれども、ここの書き込みはもうちょっとしっかりしたほうがいいかなと思ったのです。要するに、コミュニティファンドで、すごくいい効用があることをきちっと書いたほうが良い。単にお金が集まって、安く使えるからいいとい

うのではなくて、それが地域の中で誕生することによって、地域の人が参加して、地域のところに還元されるという、その好循環こそがコミュニティを活性化させていくという意味で、普通の金融機関が自分たちの利益のためだけにお金を貸す仕組みとは違う、決定的なコミュニティファンドであることの意味があるのだということです。そのことがここに3点ぐらい書かれていたかと思うのですが、それを明確にして、だからコミュニティファンドがきちっと回るような仕組みをつくっていくということが地域で必要ですよという、そこを書き込んでいただければ、ここはとても意味があるかなと思ったのが1つ。

それと、コミュニティファンドのマーケット化という言葉がこれでは通じないだろうと思いました。多分ある種の一つの市場原理が働き、市場裁定がされる仕組みにならなければいけないよということを行わんとしているのかもしれませんが。つまり単なる片務的な援助だったりとかということでは、実際にファンドの効用は期待できないよということをおっしゃりたいのだとすれば、コミュニティファンドなるものなところが投資基準なり、チェック機能とか透明性のようなものを持つことによって、出した人、受ける人に、確かにこれは便利であると認められるからこそ続けられるという面のマーケット化であれば、そういう書き方をなさったほうがいいかなと思いました。多分そこがここが一番のハイライトですから、強調していかれてはどうかというところが、私が一番申し上げたいところですね。

【小田切委員】 どうもありがとうございます。

それではこちらに行きまして、卯月委員、お願いいたします。

【卯月委員】 14ページの間支援組織のところについて、ちょっとお話ししたいと思います。支援の中身は、これだけではないのじゃないかという印象があって、全部は申し上げられないのだけれども、さっきたまたまコイン・ストリートの話をしたので、代替案の作成という機能は支援の内容として極めて重要だと思うので、追加していただければありがたい。それから以前、国交省からいただいた模式図のようなものを見たときに、これもコイン・ストリートにちょっと関係するのですが、コミュニティベースの間支援組織というのは、できつつありますよね。いろいろなものがあるけれども。イギリスの事例に学ぶと、コミュニティベースの間支援組織の連合体というのが1つあって、そこがイギリスの国と、金額は忘れてしまいましたけれども、相当な資金を国から連合体が受けると、それでコミュニティベースのところに分配するというのも変だが、日本はその連合体というのがなかなか育ちにくいというのか、何かつくろうと言うと、国で決められてつく

のような、そうではなくて、やはりグラスルーツで出てきたものの連合体をきちんと国が評価するという、そういう中間支援組織のヒエラルキーもあると思うので、その点もちょっと1つある。

もう1点は、小田切委員がやってきた新しい公共の支援の全国事例を見てみると、資金ではないけれども、人材とかノウハウという視点では、地域の大学の役割は極めて大きかったというのが出ていましたので、大学や中間支援組織という役割だけではないと思いますけれども、大学自体も今は各地域でいろいろ思い悩んで、地域との連携と言いつけているので、どこかにそれを入れていただくのもいいかなと思いました。

最後、もう1点ですが、これはどこかに入れるということではないのですが、とても気になっているのは、土地の問題です。さっきのアセットマネジメントと関連するのですが、結局、今の日本の土地が個人とか民間とかが所有するか、公共が所有するかという、あるいはNPO法人になれば所有することができるのだけれども、何か土地というのがコミュニティで共有したり、法政の五十嵐先生に言わせれば、総有という、コモンの概念でやっています。そうすると、税制にも関連するのですが、本来、この部会はコミュニティづくりと言ったときに、土地の問題をどのようにとらえて、コミュニティが一般の企業と同列で資金の話になると論じるのですが、コミュニティと言ったときのベースメントとしての土地のあり方はちょっと違うだろうと、そんなことは書けっこないのかもしれないけれども、コミュニティが共有したり、コミュニティが総有したりする場合のことも、将来の検討課題として、書いていただけたほうがいいのではないかなと。最後の点は感じだけですけれども。

【小田切委員】 ありがとうございます。

木下委員、お願いいたします。

【木下委員】 そうですね。おそらくまとめていただくときに、イノベーションは確かに突発的に出てきた感があったので、ぜひ検討いただけるとありがたいなと思います。新しい公共は基本的には、地域の課題を地域の中で解決しやすい環境をいかに整えていくのかというところがテーマかと思いますので、そういうところの何か要素をぜひ入れていただけると、大変ありがたいなと思います。

あとは、さっきもご指摘したのですけれども、もう一度、11ページのところで上から3つ目の②の上で、CDFIのケースについて触れていただいている、参考10のところで、後ろを参照していただけると、大変わかりやすいポンチ絵で整理していただいている

のですが、まさにここに書かれているコミュニティ開発金融機関法と修正されたコミュニティ再投資法の枠組みが基盤にあって、金融機関ができる合理性がそこに存在しているという点は大変重要なところで、やったほうがいいですよという程度ではやはりなく、一定のペナルティーであったり、レーティングが公表されるという社会的な目にさらされるということで、ようやく金融機関は組織的にそれをやる社内決済で大変おりにくる部分があるかと思いますが、せつかく図にまとめていただいております、やはりこれはアメリカでも導入されるとき、大変議論があったというふうにお聞きはしてはいますが、修正を重ねることで、ようやくCDFIが大変機能することで金融機関もつき合っているという点があるかと思いますが、これは法的枠組みの存在と書いていただくよりは具体的にコミュニティ開発金融機関法であったりとか、コミュニティ再投資法の話はここには別項のケースとして書いていただいておりますので、明記していただいたほうが大変読み手としてはわかりやすく具体的に何かなということで、参考10を見るという流れが作りやすいのかなという点を感じたところでございます。

あと、財団を入れていただいて、ありがとうございます。確かに⑥で財団と書くと、ちょっと物々しいかもしれませんが、私も文言は考えたいと思います。この後には、中間支援組織に財団もある意味ではかなり近い存在になっているのかなと思いますので、そういうところの要素を少し入れて、幸いにして、公益財団、例えば税制的な部分での優遇措置というものも既に図られている件もありますので、大いに活用する制度かなと思います。この点も、自分としても案を出せるようにしたいと思っております。

以上でございます。

【小田切委員】 ありがとうございます。

最後に柴田委員、お願いいたします。

【柴田委員】 9ページのところで、上の政策的方向性のところで、最後の段落で「今後、これらを『新しい公共』と位置づけ」というのを、それを入れてくださったのでありがとうございます。そのほかも幾つか今自分でやったのを見ていたので、発言が遅くなりましたけれども。ただ、これとちょっと違う、今までの流れとは少し違うかもしれないのですが、実は最初に課題を出したときに、その解答がどこかに出てこないといけないというようなイメージで言っていたときの人材のことで、今ごろ事例を言ってもしょうがないのですが、近江八幡で3年間キッズ学芸員という子供たちの活動をしています。それから、先日12月5日は、東京の目白で、目白まちづくり倶楽部による道やまちを安全に楽しく

するにはどうしたらいいかという子供ワークショップもしました。小学校の1、2年生はちょっと難しかったのですけれども、言うことは言います。それから、3、4、5年生ぐらいですと、かなり意見を活発に言います。そこで、そのような歳ぐらいから、地域というものをどう考えるかということをしていかななくてはいけないと思います。

確かに、今までのところはNPOではなくて、地域のボランティアという形で、近江八幡も目白も運営していますけれども、総合教育が縮小されて、いろいろなやり方が出てくると思いますけれども、むしろ教育の中に、地域をどう考えるかとか、それから高齢化社会において自分たちの生きるということはどういうことであるかとか、そういうことも、文科省や関係省庁に発言して、地域や地域活動の位置づけをちゃんとしていただくという事が必要だと思います。これは一番最初ぐらいのときに、国交省でのこういう委員会がほかの省庁とどういうふうに連携するのですかということ発言したと思いますが、そういう方向に是非ここから発信していただきたいと思っています。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

多様な意見が出てまいりました。後で、若干で総括させていただきたいと思いますが、事務局からお答えできるような方向性なりがありましたら、無理は申し上げませんが、少しリプライをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中井川広域地方整備政策課長】 まず、私から。基本的に今ご指摘の点につきましては、私どもご指摘の方向で、特に私どものほうで、おやっというようなものも全然ございませんでしたので、何らかの形で修正には反映させていただきたいと思っているところでございます。

【堀尾広域政策企画官】 それから柴田委員からいただきました今のご意見は、実は今日の傍聴の中に関係省庁の方がいらっしゃってまして。

【柴田委員】 ありがとうございます。

【堀尾広域政策企画官】 今後も各省との連携を通じて情報提供をしていきたいと思えます。

ありがとうございました。

【小田切委員】 多様な意見が出てまいりましたが、共通するところは少なくありません。まとめることはできませんが、あえて言えば、4つほどありまして、1つは書きぶりにかかわるわけなのですが、アクセントをつけるという、コミュニティファンドとか、あるいはCDFIにかかわるアクセントをつけるようなことが必要ではないかということが

出てきたと思います。

2番目に、それとは少し逆になりますが、事業型、ボランティア型、そういった多様性に応じた、いわば入り口と出口との書きぶりと言いましょか、それを意識したほうがいいのではないかということが出てきました。

3番目は、これは多くの方々からご指摘いただいたわけなのですが、問題点の指摘と解決策、すなわち政策提言、これが1対1とは言わないまでも、ある程度セット化したことを意識したような書きぶりが必要ではないかという話をいただきました。

以上、3点は書きぶりと言いましょか、おそらく再編をすることによって表現できるところですが、補足する論点として、4番目に中間支援組織について、もっと分厚く書くべきだということがいろいろなの方々から出てきたと思います。代替案の提案機能とか、あるいは連合体の話、さらに大学の話、これはちょうどほかの委員会などでも議論になっているところだと思いますので、中間支援組織の役割、あるいはそれを促進するための方向性については、場合によったらもう少し書き込んだほうがいいのではないかというお話だったのではないかと思います。

先生方から出ました意見は多様ではございましたが、そんな共通性があったと認識させていただきました。皆様方からいただきましたご意見を踏まえて、修正を行いまして、もしよろしければ、座長、私にご一任していただきまして、そして、さらに皆様方にお返しさせていただいて、確認した段階で、当ワーキンググループの成案として、この報告書をつくり上げるということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小田切委員】 それでは、そのような方向性でお認めいただいたというふうに思います。

ほかにご発言ございませんでしょうか。今の段階で、言い残したことを時間が若干ございますので、ありましたらと思いますが。

【永沢委員】 14ページの中間支援の件で、一言なのですけれども、1つが中間支援組織自体を過大評価し過ぎてしまっても、やはりなかなか難しいということと、一方では先ほど卯月先生が大学がある意味、中間支援機能を持つとか、あとは商工会議所であったり、社会福祉協議会とか、ある意味、既存の機能とか窓口だとか、そういったものを有効活用していくということも含めた、こういった機能のあり方を少し示していただいたほうがいいかなということと、先ほどお話にも出ましたけれども、中間支援組織自体が持って

いる支援メニューというものは、ここに書いてある以外にも多々あるかなと思っていました、例えばインキュベーション施設のような場所貸しで、一つの創業支援をすとか、その下に「中間支援組織の評価」と書いてあるのですが、ある意味、事業者を評価していくということなどもありますし、あとはマッチングという形でいろいろな企業とのマッチングとか、いろいろな支援メニューが想定されると思いますので、そこを書いていただければということと、最後なのですが、16ページ目の終わりのところに、全体の構成のまとめの一言として、さまざまな課題が存在している中で、このような新しい公共の推進の支援策が実施されることによって、このような課題が解決されて、よりすばらしい地域社会が生まれるみたいなことで、一度、最後の整理として、終わりにというところで、1回全体的に小田切委員を含めてまとめていただいたものに連動させて、最後のおわりにというところで、ちゃんとくくっていただく一文が入ると、全体的にまとまるのかなと思いますので、その一文はまとめ方にもよるとと思いますので、お任せいたしますけれども、ぜひご配慮いただければと思います。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

それでは、今のご意見も踏まえて、全体的な取りまとめを行いまして、ご確認いただいた上で、成案としてそれを私のほうから国土政策検討委員会、これは先ほど冒頭申し上げましたように12月22日でしょうか。その場で、ご報告をさせていただきたいと思いません。

最後に、局長から一言いただくとありがたいと思いますが。

【中島国土計画局長】 ほんとうに短い時間で、9月末でございましたですか、始まったのは。ですから、正味3カ月もないぐらいの時間で、その間、今日は5回目ですか。大変熱心に、また、時間内で終わるかなといつも冷や冷やしなうというぐらい、大変活発なご意見をいただきました。感謝しております。

議論は私どもも聞いていて、違和感があると言うと、大変失礼ですけれども、そういうのがほとんどなくて、ああなるほどと思って、勉強させていただくことばかりでございました。うまく書けてないのは、ひとえにこちらの能力不足でございます。決して逆らって書いてないわけではございませんので、その辺はちょっとお許しいただきたいと思いません。特に全体の政策の方向が、資金循環と言いますか、金融のほうに頭が行き過ぎまして、全体の流れとか構成がいかにもまずいなと思うこともありました。その点は、ご指摘いただきまして、それも踏まえて、座長のご指摘もいただきながら、いいレポートに仕上げたい

と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、ここにもありますように、今後の課題としていろいろ論点をいただきましたので、これを制度化、別の法律をつくるとか、そういうふうに限定するわけではありませんけれども、社会制度のシステムとして、資金循環の流れがうまくできるようなことをまた考えていきたいと思いますので、この場、あるいは違う局面でも議論をしていけばと思います。ほんとうにありがとうございます。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

私からも簡単にごあいさつさせていただきます。本日で5回にわたる議論ということで、ほんとうにありがとうございました。

私の思いとしては、冒頭申し上げましたように、現場に1センチでも、1ミリでも近い報告書ができればと思っております。皆様方の熱意によって、かなりいい報告ができたのではないかと思いますので、いずれにしても委員会のほうで成案としてご報告させていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【小玉課長補佐】 既に小田切委員よりもお話がありましたけれども、今後のスケジュールですが、資料3にありますように、次回お集まりいただくのは、第2回の国土政策検討委員会で、12月22日、水曜日17時からになります。こちらで、各検討グループの検討結果が報告され、それについてご審議いただく予定になっております。その政策委員会の開催通知につきましては、また後日、送付させていただきます。本日の資料は、机に置いていただければ、郵送させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【小田切委員】 どうもありがとうございました。

— 了 —